別表十八（一）　記載要領

1　この表は、通算法人若しくは他の通算法人が法第27条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

⑴　法第57条第１項（欠損金の繰越し）（法第64条の７第１項第１号から第３号まで（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。）の規定

⑵　法第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定

⑶　法第64条の５第１項から第４項まで（損益通算）の規定

⑷　法第64条の７第５項の規定

⑸　法第66条第６項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定

⑹　法第69条（外国税額の控除）（同条第14項の規定の適用がある場合に限る。）の規定

⑺　令第19条第２項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）（同条第４項の規定の適用がある場合に限る。）の規定

⑻　令第139条の８第２項（留保金額から控除する金額等）の規定

⑼　租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定

2　「当初損金算入超過額（当初申告の別表七(一)「４の計」－「２」）（マイナスの場合は０）」㉑及び「当初損金算入不足額（当初申告の別表七(一)「２」－「４の計」）（マイナスの場合は０）」㉒の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合において、法第57条第１項の規定の適用を受けるとき（法第64条の７第５項の規定の適用がある場合に限る。）に別表七(二)付表二の記載要領第３号⑶及び⑷に係る部分に限る。）及び第５号⑴に準じて記載すること。

別表十八を削り、別表十八付表一を別表十八(一)付表一とし、同表の次に次の一表を加える。